

2019年10月スタート 区分記載請求書等保存方式への事業者の対応

～ 軽減税率対象がない請求書は書式変更不要 免税事業者も発行可能 ～

1 区分記載請求書等保存方式とは

基本

2019年10月から消費税率が10%になるとともに軽減税率制度が始まります。軽減税率の対象は「酒を除く飲食料品」と「定期購読契約(配達される)の新聞」で消費税率は8%です。

消費税課税事業者は制度導入以降、10%と8%という複数の税率に対応した経理が必要になります。この経理に対応するため、2019年10月以降の請求書・領収書・レシートなどには現在の記載内容に「軽減税率対象品目であること」と「税率ごとの税込金額」という2つの新たな項目が法定記載事項として加わります。これを区分記載請求書等といい、区分記載請求書等の保管に基づいて仕入税額控除を行う仕組みを区分記載請求書等保存方式といいます。

区分記載請求書等の「等」は請求書の他に領収書、レシートなども含むというの意味です。

右の例示は複数税率対象品目を含むレシートのイメージです。赤枠の部分が区分記載請求書等保存方式導入によって追加となる項目です。

ゼンケンマート			
東京都新宿区高田馬場0-0-0 電話03(000)0000			
= 領収証 =			
2019年10月1日			
お茶 500ml	@129 × 2	※	¥258
缶コーヒー	@118 × 3	※	¥354
絆創膏	@298 × 1		¥298
合計			¥910
		(消費税率10%対象)	¥298
		(消費税率8%対象)	¥612
※…軽減税率対象商品			

2 軽減税率対象が無い場合は書式変更不要です

注意

請求書に軽減税率対象品目がない場合は、追加された法定記載要件の「軽減税率対象品目であること」の記載が不要であるとともに、税込の総合計金額が記載されていれば「税率ごとの税込金額」が記載されているものとして扱われます。

「軽減税率対象品目はありません」や「10%対象品目合計(税込)」などといった記載も不要です。

つまり、建設業をはじめ「軽減税率対象品目の売上がない事業者」で、現在「税込の総合計金額」を記載した請求書を発行している場合は、何ら書式変更をすることなく現在の請求書を区分記載請求書として発行することができるということです。

3 免税事業者も区分記載請求書等を発行できます

注意

免税事業者も区分記載請求書等が発行できます。当然、課税事業者は免税事業者が発行した区分記載請求書等できれまで同様に仕入税額控除することができます。

区分記載請求書等保存方式では新たな記載事項として「税率ごとの税込金額」が追加されていますが、消費税を請求しない免税事業者の請求書であっても記載された合計金額は消費税の経理上すべて税込金額として扱われます。

もちろん、消費税を含めて請求することも可能です。免税事業者は法令上、申告や納税の義務が免除されているだけにすぎません。

軽減税率対象品目が無い請求書等は前述の項目2のとおり、現在の書式を変更することなく区分記載請求書等として発行することができます。

4 売上に軽減税率対象品目が無い場合でも仕入の請求書等には対応が必要です

注意

一方、2019年10月以降、一般課税事業者の仕入税額控除は仕入先が発行した区分記載請求書等で行います。税率が混在した領収書などには原則通り「軽減税率対象品目であること」と「税率ごとの税込金額」の記載が必要です(項目1参照)。記載漏れのある領収書などでは仕入税額控除ができません。

しかし、**受領した領収書などに法定記載事項の記載漏れがある場合は、受領した事業者が自ら漏れている事項を書き加えて適法な区分記載請求書等とすることが認められています。**

簡易課税事業者は仕入の領収書等や帳簿を消費税の経理で使用しませんので、2019年10月以降の経理もこれまでと変わりません。

また、税率ごとの区分経理が困難な中小の一般課税事業者は**2019年10月からの1年間に属する課税期間中に限り簡易課税の事後選択ができます**(届出は2019年7月から)。

5 2023年10月からは適格請求書等保存方式に

運動しよう

区分記載請求書等保存方式は2023年9月末までの4年間で終了し、その後は適格請求書等保存方式に切り替わります。適格請求書等保存方式では免税事業者の請求書等では仕入税額控除が認められません。課税事業者は「納税額の増加」、免税事業者は「消費税分の値引き」や「課税事業者への転換」、「取引の終了」など小零細事業者にとって死活問題に直結する対応を迫られます。

全建総連は小零細事業者に影響を及ぼさないような仕組みへの見直しを求める運動を進めています。